

◆町の主催事業及び町事務局団体事業について

県内での新型コロナウイルス感染症の患者発生が増大を踏まえ、町主催の事業や会議等の考え方について、4月以降当面の間、下記の方針で対応することとしています。

- ① 飲食を伴う事業については、やむを得ないものを除き、延期・中止する。
- ② 不特定多数の人が集まる行事・イベントについては、原則として延期・中止する。
- ③ 3つの条件が重なるような行事・イベントについては、原則として実施しない。
 - (1)換気の悪い密閉空間
 - (2)人が密集している
 - (3)近距離での会話や発声が行われる

◆町施設の休館・利用制限について

国内の感染拡大、県内での患者者増大を踏まえ、下記の施設の使用休止・休館を行っております。

期日は、5月10日としておりますが、状況に応じて変更となる場合がありますのでご理解願います。

施設名	対応	施設名	対応
沼辺地区公民館	使用休止	歴史みらい館	休館
小泉地区公民館	使用休止	子育て支援センター	休館
菅生地区公民館	使用休止	老人憩いの家	使用休止
東足立地区公民館	使用休止	村田町地域福祉センター	使用休止
西足立地区公民館	使用休止	村田ふれあいセンター	使用休止
姥ヶ懐地区公民館	使用休止	小泉ふれあいセンター	使用休止
村田町民体育館	使用休止	沼辺ふれあいセンター	使用休止
小中学校 体育館・グラウンド	使用休止	村田町町営住宅集会所（金谷・石生）	使用休止
塩内グラウンド	使用休止	ヤマニ邸（観光案内所業務含む）	休館
北沢グラウンド	使用休止	やましょう記念館	休館
北沢テニスコート	使用休止	武家屋敷	休館
相山グラウンド	使用休止	豪農の館	休館
塩内公園広場	使用休止	民話の里	休館

◆税・使用料等に係る猶予措置

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があり対象となった場合、各種猶予措置等を受けることができます。詳しくは町HP掲載しておりますのでご覧ください。

○町税（町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）、介護保険料、後期高齢者保険料に係る徴収の猶予措置 【問合せ：税務課 TEL 83-6403】

○水道料金・下水道使用料徴収の猶予制度 【問合せ：上下水道課 TEL 83-2870】

○町営住宅等家賃の減免・猶予制度 【問合せ：建設課 TEL 83-6407】

○住居確保給付金 【問合せ：宮城県南部自立相談支援センター仙南事務所 TEL 51-8401】

◆新型コロナウイルス感染拡大に伴う窓口業務体制について

国の示す「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、下記の手続きについては事前にお問い合わせいただき、窓口の混雑緩和にご協力ください。

No.	業務種別	手続き内容	対応等
1	介護保険	介護保険サービスの申請・相談	事前にご相談下さい。 (内容をお伺いした上で、郵送での申請、予約による窓口対応または訪問等の調整をさせていただきます。)
2	高齢福祉	高齢福祉サービス(配食サービス、緊急通報システム)の申請・相談	
3	障害福祉	障害者手帳、自立支援医療、障害福祉サービスの申請・相談	
4	社会福祉	生活保護、災害義援金等の申請・相談	

【問合せ：健康福祉課 Tel 83-6402】

No.	業務種別	手続き内容	対応等
1	戸籍	出生・死亡・婚姻届、抄・謄本の交付など	事前にご相談下さい。 (内容をお伺いした上で、郵送対応等ができるものをご案内します。)
2	住民基本台帳	転入・転出・転居届、住民票の交付など	
3	放射能測定	町内産農林産品等の放射能検査	
4	狂犬病予防	犬の登録・死亡届など	
5	国民健康保険	加入・喪失届、被保険者証の交付など	
6	後期高齢者医療保険	被保険者証の交付など	
7	国民年金	資格取得に関する届出など	

【問合せ：町民生活課 Tel 83-6401】

◆新型コロナウイルス感染症対策啓発看板の設置について

町では下記の場所に感染予防を呼びかける看板等を設置しております。

家族や地域を守るためご協力をお願いいたします。

設置場所：公共施設、ドラッグストア、スーパー、コンビニ、金融機関、停留所、道の駅、商工会、防災掲示板、町道等

村田町ホームページ

<http://www.town.murata.miyagi.jp>

村田町フェイスブック

<https://www.facebook.com/murata.town/>

村田町 新型コロナウイルス感染症対策本部

家族や地域を守るため
◆手洗い・咳エチケットを徹底
しましょう
◆不要不急の外出を控えるよう
にしましょう